

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請みなし却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、請求人が〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対して令和 5 年 2 月 28 日付けの保護申請書により行った医療扶助の移送費（以下「本件移送費」という。）の申請（以下「本件申請」という。）について、法 24 条 7 項に定められた期間を経過したことを理由として、請求人において処分庁が本件申請を却下したものとみなして、当該みなし却下処分（以下「本件みなし却下処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件みなし却下処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

請求人は顔にホクロ又は粉瘤のようなものがあり、放っておくと皮膚がんになる可能性がある。保険適用で除去してもらえる病院を見つけて診察してもらったところ、本件院長から、今後の病院の経営の見通しが不明のため、治療ができないと言われた。その病院の医療費は医療券が使えたにもかかわらず、交通費が支給されないのは間違っている。

ホクロを取ることも医療であり、保険適用される。請求人は保険証を処分庁に取られてしまっているから、医療券が使えて当然であり、交通費も支給されるべきものである。本件医院のホームページには保険適用と示されていた。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定を適用して、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 ６ 年 ４ 月 ３ ０ 日	諮問
令和 ６ 年 ７ 月 ２ ６ 日	審議（第９０回第２部会）
令和 ６ 年 ８ 月 ２ ７ 日	審議（第９１回第２部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令等の定め

(１) 保護の補足性・基準・種類

法４条１項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法１１条１項は、保護の種類として、「医療扶助」（４号）等を挙げている。

法８条１項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしていることから、保護費は、その基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されることとなる。

(２) 医療扶助

法１５条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲に、診察（１号）、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術（３号）、移送（６号）等を規定している。

法５２条１項は、指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるとしている。このことから、国民健康保険の適用外のものについては、医療扶助の対象とならないものと解される。

(3) 医療扶助における移送

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。）第3・9・(3)・イは、移送の給付決定に関する審査について、被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとしている。また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないとしている。

ただし、同・ウは、事後申請の取扱いとして、緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこととしている。

(4) 申請による保護の変更、みなし却下

ア 法24条9項により準用される同条1項は（以下、(4)において、準用の記述を省略する。）、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。また、同条2項は、同条1項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしている。

イ 同条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

ウ 同条5項は、同条3項の通知は、申請のあった日から14日以内にしなければならないとしている。ただし、特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができるとしている。また、同条6項は、保護の実施機関は、申請のあった日から14日以内に同

条3項（上記イ）の通知をしなかったときは、同項の書面にその理由を明示しなければならないとしている。

エ 同条7項は、保護の申請をしてから30日以内に同条3項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができるとしている。

2 本件みなし却下処分についての検討

法24条7項の規定による保護申請却下処分は、行政処分が不存在の場合であってもその存在を擬制し得る可能性を考えて決定通知の法定期間の実効性を担保し、申請者の権利を保全しようとして設けられたものであり、何らの決定、実施がなされなかった場合における不服申立ての提起のための基礎を与えたものであるところ（小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』社会福祉法人全国社会福祉協議会、昭和50年、403頁以下参照）、同項の規定による保護申請却下処分に係る審査請求においては、保護の実施機関が当該申請を却下したものとみなした結論の適否及び当否が判断対象になると解するのが相当である。

これを本件についてみると、医療扶助は国民健康保険の適用となる医療が対象であるところ（1・(2)）、処分庁は、本件医院から、本件意見書により、請求人の治療は「黒子のレーザー治療」であり、自費診療となる旨の回答を得て嘱託医と協議を行ったところ、同医師から（保険適用とならない）美容目的の治療との回答を得て、医療扶助における移送の対象とならないと判断したことが認められる。その判断に不合理なところは認められない。

また、医療扶助における移送については事前申請が原則であり、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費は原則として給付の対象とならないところ（1・(3)）、本件申請は本件受診後に行われていることが認められる。また、請求人に、事前の申請が困難なやむを得ない事由があったとは認められない。

そうすると、処分庁が、本件移送費を支給しないとして本件申請を認めないと判断したことに、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件申請については、上記1の法令等の定めに照らし、却下すべきものと認められ、これと同旨の本件みなし却下処分は、その結論において、妥当なものと認められる。

なお、本件審査請求が「みなし却下」に対するものであることに鑑み、

以下、審査会として付言する。保護の申請があったときは、保護の要否等を決定し、申請者に対して書面をもって通知しなければならないとされているにもかかわらず（１・（４）・イ）、処分庁は、本件申請に対して処分を行わず、書面による通知も行わなかった。被保護者からの書面による申請に対しては、適切に処分を行い、書面による通知をすべきであることを申し添える。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、本件移送費が支給されないことを不服として、本件みなし却下処分の取消しを求めている。

しかし、本件みなし却下処分がその結論において妥当なものと認められることは、上記２のとおりである。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件みなし却下処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己